

栗駒山観光交流拠点施設整備事業

募集要項

令和8年1月
宮城県栗原市

目 次

第1 本事業に関する事項	1
1. 事業概要	1
2. 事業範囲	2
3. 事業スキーム	3
第2 選定事業者の募集及び選定に関する事項	5
1. プロポーザル方式採用の趣旨及び種別	5
2. 選定方法	5
3. 募集及び選定スケジュール	6
4. 応募の手続き・実施方法	6
5. 企画提案書の提出に際しての留意事項	8
6. 審査方法及び評価基準	9
第3 応募者の構成要件及び参加資格要件	9
1. 応募者の構成要件	9
2. 応募者の参加資格要件	10
3. 参加資格基準日	12
第4 提案に関する条件	12
1. 各業務の提案に関する条件（業務の仕様）	12
2. 保険	12
3. 市と選定事業者の責任分担	12
第5 事業実施に関する事項	13
第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
第7 その他、本事業の実施に関し必要な事項	13

栗原市（以下「市」という。）は、栗駒山観光交流拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準ずる事業として実施する。

栗駒山観光交流拠点施設整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 本事業に関する事項

1. 事業概要

(1) 事業の名称

栗駒山観光交流拠点施設整備事業

(2) 事業対象地の概要

所在地：宮城県栗原市栗駒耕英東 地内

整備対象区域：敷地面積約4.3haのうち、1.7ha（図-1：白線内）

(3) 公共施設の設置者

栗原市長

(4) 事業の目的

本事業は、震災や人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響により低下した栗駒耕英地区の交流と賑わいを再生し、地域活性化と観光振興を図ることを目的とする。

また、本事業の実施にあたっては、既存の栗原市高原創造センター及び栗原市栗駒コテージを活用することとし、キャンプ場機能を備えた観光交流拠点施設を一体的に整備することによって、観光誘客、住民の健康増進、地域情報発信機能の強化を図るものである。

図-1 既存施設の概要

(5) 既存施設の概要（図-1 参照）

① 施設名称

- 栗原市高原創造センター
- 栗原市栗駒コテージ

② 既存建物等

センターハウス（高原創造センター）
1棟、イワナ加工場1棟、
コテージ客室棟7棟、イワナ養殖池、
防火用水池



(6) 事業対象となる公共施設の名称及び位置づけ

① 名称

栗原市栗駒山観光交流拠点施設

② 施設の位置づけ

市は、上記の公共施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設として位置づける。

(7) 本事業の内容

① 整備の内容

本事業の整備にあたっては、別添4「栗駒耕英地区キャンプ場整備基本計画」に基づいた内容を基本とする。

ただし、土地の効率的な利活用および建築物の構造等については、本事業を実施する選定事業者の優れた企画・技術力を最大限に活用するため、提案内容により変更可能なものとする。

また、本施設の整備にあたっては、地域の要望等を踏まえ、以下の機能を有することを条件とする。

ア. キャンプ場機能

地域の自然・資源を活かした宿泊・滞在を可能とする機能

イ. 観光交流拠点機能

観光誘客および交流人口の拡大と、地域情報の発信等を担う機能

ウ. 一次避難施設機能

災害発生時における住民・観光客等の生命を緊急的に保護・確保する機能

② 施設の運営・維持管理

本施設は公の施設であることから、選定事業者は地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として、本施設の運営業務及び維持管理業務を実施する。

2. 事業範囲

本事業を実施する選定事業者は以下の業務を行う。

(1) 設計業務

- ① 対象敷地内の造成、施設等の詳細設計
- ② 既存建築物の改修、設備等の詳細設計
- ③ 上記に係る各種調査（測量を含む。）
- ④ 関連法令等に基づく許認可等の手続
- ⑤ その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設工事

- ① 対象敷地内の造成、施設等の工事
- ② 既存建築物の改修、設備等の工事

③ その他、工事に伴い必要な仮設物等

(3) 維持管理・運営業務

- ① 施設運営における統括業務（総務、経理、広報等）
- ② 建築物及び建築設備に係る保守・点検業務、修繕・更新業務、什器備品等の管理業務
- ③ 敷地内の清掃・維持管理、その他本事業を実施する上で必要な関連業務

3 事業スキーム

(1) 事業手法

本事業は、施設整備に係る資金調達は市が行い、選定事業者が設計・建設・維持管理・運営業務を行う「D B O (Design Build Operate) 方式」により実施する。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、選定事業者との契約締結日から以下に示す期間とする。

- ① 本施設の設計及び建設に係る基本最長工期は、令和10年3月15日までとする。
- ② 本施設の維持管理・運営期間は、施設供用開始日から令和20年3月31日（予定）までとする。

(3) 予算上限額

本事業の予算額の合計は、200,000千円とする。

（本施設の維持管理・運営業務に係る経費は含まない。）

(4) 契約の形態

① 契約の手続き

市は、本事業について選定事業者に本施設の設計・建設・維持管理・運営を一括で委託するために、基本協定を締結する。

市は、基本協定に基づき、選定事業者と本事業に係る工事請負仮契約書（設計・施工一括発注）（以下「設計・施工一括請負契約」という。）を締結する。

また、基本協定に基づき、選定事業者のうち、維持管理・運営業務を担当する者（以下「代表企業」という。）と指定管理者に関する協定（以下「指定管理者協定」という。）を締結する。

なお、設計・施工一括請負契約及び指定管理者協定に係る指定管理者の指定については、栗原市議会の議決を得るものとする。

② 契約保証金

選定事業者は、設計・施工一括請負契約の定めに基づき、契約保証金を納付するものとする。ただし、契約書に記載の要件によっては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

③ 選定事業者の権利義務等に関する制限

選定事業者は、事前に市の書面による承諾を得た場合を除き、契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(5) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

① 基本協定の締結	令和8年4月
② 設計・施工一括請負契約及び指定管理者協定の締結（※）	令和8年6月
③ 設計・建設期間	議会の議決を得た翌日（令和8年6月予定）～令和10年3月15日
④ 供用開始	令和10年5月
⑤ 維持管理・運営業務	令和10年5月～令和20年3月31日

※ 設計・施工一括請負契約は、令和8年5月頃に仮契約を締結後、令和8年6月の栗原市議会の議決をもって本契約とする。指定管理者協定は、令和8年6月の栗原市議会の指定管理者の指定の議決をもって協定を締結する。

(6) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下のものから構成される。

① 設計業務及び建設工事の対価（市が支払う対価）

市は、選定事業者に対し、設計業務及び建設工事に係る対価として、年度ごとに設計・施工一括請負契約に定める額を支払う。

② 施設及び設備の利用料収入

本事業では、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者（選定事業者）が利用料金を収入として收受できる「利用料金制度」の導入を予定しており、この利用料金の額は、選定事業者からの提案を踏まえ、市が栗原市栗駒山観光交流拠点施設条例で定める上限額の範囲内において、市の承認を得て指定管理者（選定事業者）が定めるものとする。

③ 自主事業及び運営で得られる収入

選定事業者の独自提案に基づき実施する自主事業及び飲食・物産販売等の運営業務により得られる収入は、選定事業者の収入とする。

(7) 選定事業者の負担

選定事業者が行う本施設の維持管理・運営業務に必要な費用は、施設・設備の利用料収入、自主事業及び運営で得られる収入等をもって充てるものとし、市は指定管理料の支払いは行わない。

(8) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

(9) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、事業期間中、各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時に本施設を募集要項等に示す良好な状態で市に引継ぎを行わなければならない。

第2 選定事業者の募集及び選定に関する事項

1. プロポーザル方式採用の趣旨及び種別

(1) 競争性と公平性の確保

市は、民間事業者の参入意欲の確保と、選定に係る公平性と競争性を確保するため、応募者を広く公募するものである。

(2) 最適な事業者の選定

本事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的に、応募者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満たす内容であることを前提に、「公募型プロポーザル方式」を採用し、事業者を選定する。

2. 選定方法

本事業に対する事業者選定は、公募型プロポーザルで行う。

選定に係る審査は、公平性及び透明性を確保した上で総合的な内容審査を行うため、次の方法により選定する。

(1) 契約候補者の選定方法

選定に係る審査は、市が設置する栗原市栗駒山観光交流拠点施設整備事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案をした者を、本事業の契約候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。

審査委員会による審査結果は、市における所定の手続き終了後、速やかに参加者に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(2) 指定管理候補者の選定

本施設の指定管理候補者（選定事業者）の選定については、市が設置する栗原市指定管理者選定委員会において、契約候補者を対象に、指定管理者の要件等を総合的に審査する。この結果、指定管理候補者として選定された場合は、指定管理者に指定する議案を市議会に提案し、議決後、指定管理者として指定する。

3. 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	期 日
1 プロポーザル実施の告示	令和8年1月20日（火）
2 現地説明会参加申込み期限	令和8年1月23日（金）午後3時必着
3 現地説明会	令和8年1月27日（火）
4 参加申込みに係る質問受付期限	令和8年1月30日（金）午後3時必着
5 プロポーザル参加意向申出書提出期間	令和8年1月20日（火）から 令和8年2月 4日（水）午後3時必着
6 参加資格確認結果の通知	令和8年2月10日（火）発送
7 企画提案書の提出に係る質問受付期限	令和8年2月25日（水）午後3時必着
8 企画提案書の提出期限	令和8年3月 3日（火）午後3時必着
9 企画提案書の審査日（ヒアリング）	令和8年3月上旬
10 審査結果の通知	令和8年3月上旬
11 指定管理候補者選定の審査	令和8年3月中旬
12 審査結果の通知	令和8年3月下旬

※栗原市の入札参加者資格名簿に登録されていない者が参加する場合は、本募集要項第3の2（3）のとおり提出期限までに書類を提出すること。

4. 応募の手続き・実施方法

（1）募集要項等の配布及び現地説明会

① 配布期間

令和8年1月20日（火）から

② 配布方法

市の公式ホームページにおいて公表及び資料を配布する。

③ 現地視察

令和8年1月27日（火）午後2時から午後3時に現場視察会を開催する。参加を希望する場合は、令和8年1月23日（金）午後3時までに事務局に電話にて申し込みすること。事務局へ連絡のない現場視察会の参加及び無断での現地確認は認めない。

（2）参加申込みに係る質問の受付及び回答

① 質問の受付期限

令和8年1月30日（金）午後3時まで

② 提出方法・提出先

質問書（様式13）を事務局に電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「栗駒山観光交流拠点施設整備事業に関する質問」とし、併せて電話により送信した旨を事務局に知らせること。

③ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れ

があるものを除き、隨時、電子メールにて回答する。

(3) 参加意向申出書の受付

応募者は、募集要項及び別添3「様式集及び記載要領」に基づき提出書類を作成し、次により提出すること。

① 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 参加者構成概要表（様式2） 1部
- ウ 参加資格確認調書（様式3） 1部

② 受付期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月4日（水）午後3時必着

③ 提出方法

事務局に郵送又は宅配便（簡易書留郵便等、配達の記録が残るものに限る。）若しくは持参により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

提出された参加表明に係る提出書類等に基づき、事務局において本プロポーザルの参加資格の有無を確認し、確認結果をプロポーザル参加意向申出書（様式1）（以下「参加申出書」という。）に記載されている連絡担当者のメールアドレスに通知する。

(5) 企画提案書等の受付

応募者は、募集要項及び別添1「栗駒山観光交流拠点施設整備事業業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、様式集及び記載要領に基づき、企画提案書等を作成し、次により提出すること。

① 提出書類

- ア. 企画提案書提出書（様式4）
- イ. 参加者実績等評価調書（様式5）
- ウ. 價格提案書（様式6）
- エ. 企画提案書（様式7）
- オ. 業務工程表（様式8）
- カ. 栗原市公の施設における指定管理者指定申込書（様式9）
- キ. 事業計画書（様式10）
- ク. 誓約書（様式11）
- ケ. 役員名簿（様式12）

② 提出部数

原本1部、副本1部（副本はコピー可）

③ 提出期限

令和8年3月3日（火）午後3時必着

④ 提出方法

事務局に郵送又は宅配便（簡易書留郵便等、配達の記録が残るものに限る。）若しくは持参により提出すること。

(6) 企画提案に係る質問の受付及び回答

① 質問の受付期限

令和8年2月25日（水）午後3時まで

② 提出方法・提出先

質問書（様式13）を事務局に電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「栗駒山観光交流拠点施設整備事業に関する質問」とし、併せて電話により送信した旨を事務局に知らせること。

③ 質問者の要件

質問者は、市から本プロポーザルの参加資格を満たす旨の通知を受けた選定事業者になり得る者とする。

④ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあるものを除き、隨時、電子メールにて回答する。

5. 企画提案書の提出に際しての留意事項

(1) 提案価格の上限

本事業の提案価格の上限額は、200,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。提案者は、この価格を上限として提案すること。

(2) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ その他本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の中に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国憲法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

公募型プロポーザル参加者は、ひとつの業務について複数の企画提案書の提出を行うことができない。

(5) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微なものは除く。

(6) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(7) 費用負担

公募型プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

6. 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

審査委員会において、参加資格を有する提案者からの企画提案書等について、別添3「栗原市栗駒山観光交流拠点施設整備事業事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）を基に審査し、最も優れた企画提案を行った提案者を契約候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に、1者につき50分（提案説明20分、委員から提案者への質疑と応答30分）とし、出席者は3名を上限とする。
- ② プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事務局に事前に連絡するものとする。なお、追加資料等の提出は一切認めない。
- ③ プレゼンテーションで使用する資料については、提出された企画提案書以外の説明資料を追加提出することはできないこととする。ただし、審査委員会から求められた場合は、この限りではない。

(3) 評価基準

審査方法及び評価基準の詳細は、選定基準のとおりとする。

(4) 留意事項

- ① 提案者が全くなかつた場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で、提案資格の確認及び企画提案書の特定、その結果の公表以外の目的に使用しない。ただし、栗原市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④ 企画提案書に記載された担当者等は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更することはできない。
- ⑤ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的では使用してはならない。
- ⑥ 参加意向を示したにも関わらず、提出期限までに書類等が提出されない場合は、棄権とみなす。
- ⑦ 評価内容及び選定結果について、異議申し立ては一切認めない。
- ⑧ 審査結果の開示を理由とした他者提案の閲覧請求は受理しない。

第3 応募者の構成要件及び参加資格要件

1. 応募者の構成要件

- (1) 応募者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）又は単者とする。

- (2) コンソーシアム（企業連合）を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員及び単者として本プロポーザルに参加することはできない。
- (3) コンソーシアム（企業連合）の構成員は、代表企業、設計企業、建設企業からなるものとし、構成は以下のとおりとする。
- ① 設計企業は、建築コンサルタント、土木コンサルタントの登録があり参加資格要件を満たす者とする。
 - ② 建設企業は、建築一式工事、土木一式工事の登録があり参加資格要件を満たす者とする。
 - ③ 第3の2に掲げる資格要件を満たす場合は、設計企業及び建設企業を同一の者とすることができます。
 - ④ 当該構成員の他に、測量や地質調査等が必要な場合については、再委託を可能とする。再委託する場合は市の承諾を得なければならない。

2. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

(1) 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがない者であること。
- ④ 栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定による指名停止の期間中でない者であること。
- ⑤ 栗原市市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。

(2) 代表企業（施設の維持管理・運営担当）

上記(1)共通事項を満たす法人その他団体（個人は不可）とする。

(3) 構成企業の資格事項

栗原市から栗原市建設工事執行規則第4条の規定に基づく、「令和7・8年度競争入札参加登録」を受けている業者で、参加申出書の提出当日において、次の要件を満たしていること。

① 設計企業

- ア 建築設計又は、測量設計（一般）で登録があること。
- イ 宮城県内に本社（本店）、支店・営業所等で登録があること。
- ウ 管理技術者として、二級建築士又は同等以上の資格を有する者が当該設計に専任で配置できること。参加申出書の提出日以前から雇用関係にある者であること。

② 建設企業

- ア 建築一式工事又は、土木一式工事で登録があり、登録等級はS等級またはA等級であること。
- イ 宮城県内に本社（本店）、支店・営業所等で登録があること。
- ウ 監理技術者として一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者が当該工事に専任で配置できること。また、参加申出書の提出日以前から雇用関係にある者であること。

※ なお、栗原市の入札参加者資格名簿に登録されていない者が構成企業として参加する場合は、次のとおり書類を提出し、事前登録審査の結果、栗原市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ① 提出期限：令和8年1月29日（木）午後3時必着
- ② 提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧				
1	入札参加資格審査申請書(栗原市指定様式) ※建設工事、建設関連業務それぞれの様式作成			
2	委任状(支店等の受任機関へ権限を委任する場合)(栗原市指定様式)			
3	営業所一覧表 (栗原市指定様式、名称、所在地、連絡先が記載されているものであれば任意様式でも可)			
4	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(写し) (建設工事の業者のみの提出とし、経営規模等審査を受け評定通知書の写しを提出できる場合)			
5	申請業種に関する登録許可通知書又は許可証明書(写し) ※建設工事、建設関連業務それぞれ提出			
6	納税証明書(写し可)（申請日直前1年分）※提出日前3か月以内のもの			
6	法人	本社所在地	国 消費税	税：法人税・消費税及び地方 税務署発行の未納税額 のない証明（その3の 3）

		都道府県税：全ての税目 (法人事業税等)	・本社で申請→本社所在地の証明書 ・支店等登録→支店等所在地の証明書
		市町村民税：全ての税目 (法人市町村民税等)	
個人	本人所在地	国 税：所得税・消費税及び地方消費税	税務署発行の未納税額のない証明(その3の2)
		都道府県税：全ての税目(個人事業者税等)	
		市町村民税：全ての税目(市町村民税等)	
7		商業登記簿謄本又は身分証明書(写し可)	※提出日前3か月以内のもの
8		印鑑証明書(写し可)	※提出日前3か月以内のもの
9		使用印鑑届(申請様式)	
10		財務諸表類(貸借対照表・損益計算書・株主資本変動計算書又は確定申告書)	

3. 参加資格基準日

参加資格確認基準日は、参加申出書の提出までとする。なお、参加資格基準日の翌日から選定事業者の選定前までの間に、応募者の構成員のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合は、審査対象から除外する。

この場合において、市は当該応募者に対して一切の費用負担を行わないものとする。

第4 提案に関する条件

1. 各業務の提案に関する条件(業務の仕様)

各業務の提案に関する条件は、要求水準書に示すとおりである。

2. 保険

選定事業者は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。

(1) 設計・建設工事期間中

選定事業者は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入すること。

(2) 維持管理・運営期間中

市は、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)への保険付保を予定している。

選定事業者は、施設内において、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、賠償責任保険に加入すること。

3. 市と選定事業者の責任分担

本事業における責任分担の考え方は、予測されるリスクをできる限り明確化した上で、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうと

するものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任をもって追うものとする。

第5 事業実施に関する事項

選定事業者は、募集要項及び要求水準書、市に提出した企画提案書、設計・施工一括契約及び指定管理者協定に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

事業実施の内容及び設計・施工一括契約、指定管理者協定等の解釈に疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとする。

なお、契約に関する紛争が生じた場合には、仙台地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等の支援は予定していない。

2. 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は予定していない。

第7 その他、本事業の実施に関し必要な事項

1. 情報提供等

募集要項に定めるほか、事業者選定に際し、必要な事項が生じた場合は、市の公式ホームページに掲載する。

2. 問合せ先・事務局

宮城県栗原市役所 商工観光部 田園観光課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL: 0228-24-7557

FAX: 0228-22-0315

E-mail: kanko@kuriharacity.jp